

議案第105号

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年3月1日提出

勝山市長 水上 実喜夫

提案理由

施設の使用料の一部を見直し、利用者の利便性向上を図るため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和 51 年勝山市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 会館の _____ 使用料の額は、別表第 1 の <u>とおりと</u> <u>する</u> _____。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定による使用料は、会館の使用者から会館の使用を許可する際に徴収する。ただし、教育委員会が特にやむをえないと認めるときは、使用後に徴収することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第 7 条 会館の 1 時間当たりの使用料の額は、別表第 1 の 区分によ り、使用者から徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前 2 項の規定による使用料は、会館の使用後 30 日以内に納付し なければならない。</p> <p>4 会館の使用申請に、1 時間未満の時間がある場合は、次に掲げる 区分の使用料とする。</p> <p>(1) 使用申請時間が 30 分以下のときは、1 時間当たりの使用料 の 2 分の 1</p>

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(使用料の減免)

第 8 条 (略)

(使用料の還付)

第 9 条 (略)

(2) 使用申請時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間当たりの使用料

5 使用許可を受けた時間区分を超えて使用しようとする者は、その都度使用許可を得て次に掲げる区分に従って使用料を納付しなければならない。

(1) 使用時間が 30 分以下のときは、1 時間当たりの使用料の 2 分の 1

(2) 使用時間が 30 分を超え 1 時間未満のときは、1 時間当たりの使用料

6 使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。

(使用料の督促)

第 8 条 市長は、使用料を前条第 2 項の納期限までに納付しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

2 この条例に定めるもののほか、債権の管理については、勝山市債権管理条例(平成 27 年勝山市条例第 2 号)の例による。

(使用料の減免)

第 9 条 (略)

(使用料の還付)

第 10 条 (略)

(委任)

第10条 (略)

別表第1(第7条関係)

1 基本使用料

単位 [円]

階	区分 室名	平日				土・日・祝日			
		午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
中 地 階	楽屋(和室)	730	1,150	1,470	2,830	1,150	1,470	1,780	3,350
	控室	420	520	630	1,260	520	630	730	1,470
1 階	大ホール	9,430	13,830	17,600	33,000	13,830	17,600	22,000	44,000
	(新設)		0	0	0	0	0	0	0
	展示ホール	2,200	3,350	4,400	8,280	3,350	4,400	5,550	11,000
	ギャラリー		1,050	520	1,570		1,360	730	2,100

(委任)

第11条 (略)

別表第1(第7条関係)

1 基本使用料

単位 [円]

階	室名	平日			土・日・祝日		
		基本	営利事業、宣 伝、その他こ れらに類する 目的のために 使用する場合		基本	営利事業、宣 伝、その他こ れらに類する 目的のために 使用する場合	
			勝山 市民	勝山 市民 以外		勝山 市民	勝山市 民以外
中 地 階	楽屋(和室)	340	510	680	440	660	880
	控室	160	240	320	190	280	380
1 階	大ホール	4,130	6,190	8,260	5,400	8,100	10,800
	舞台のみ	500	750	1,000	500	750	1,000
	展示ホール	1,010	1,510	2,020	1,350	2,020	2,700
	ギャラリー	160	240	320	220	330	440

	(新設)								
3階	第1会議室	3,350	3,880	4,400	9,430	3,880	4,400	5,030	11,000
	第2会議室	1,260	1,570	1,890	3,980	1,570	1,890	2,200	4,820
	第3会議室	730	940	1,050	2,100	940	1,050	1,150	2,620
	第4会議室	730	940	1,050	2,100	940	1,050	1,150	2,620
	第5会議室 (和室)	840	1,150	1,360	2,830	1,150	1,360	1,570	3,350
	第6会議室 (和室)	730	940	1,050	2,200	940	1,050	1,150	2,720
	教養室(茶室)	840	1,150	1,360	2,830	1,150	1,360	1,570	3,350
	ロビー	3階各室使用に付随する。専用した場合は第4会議室使用料と同じ。							

使用時間区分 午前：8時30分から12時30分まで

午後：13時から17時まで

夜間：18時から21時30分まで

全日：8時30分から21時30分まで

2 次の各号の一に該当する場合の使用料の額は、基本使用料の額に当該各号に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

	ロビー (占用した場合)	270	400	540	320	480	640
3階	第1会議室	1,170	1,750	2,340	1,340	2,010	2,680
	第2会議室	480	720	960	580	870	1,160
	第3会議室	270	400	540	320	480	640
	第4会議室	270	400	540	320	480	640
	第5会議室 (和室)	340	510	680	410	610	820
	第6会議室 (和室)	270	400	540	320	480	640
	教養室(茶室)	340	510	680	410	610	820
	(削る)						

(削る)

(1) 入場料その他これに類するもの(以下「入場料」という。)を徴収して使用する場合(この場合において額の異なる2種類以上の入場料を徴収するときは、その平均した額を入場料の額とする。)

ア 入場料の額が100円以上300円未満のとき。20パーセント

イ 入場料の額が300円以上500円未満のとき。40パーセント

ウ 入場料の額が500円以上700円未満のとき。60パーセント

エ 入場料の額が700円以上1,000円未満のとき。80パーセン

ト

オ 入場料の額が1,000円以上のとき。100パーセント

(2) 入場料を徴収せず営利事業、宣伝その他これらに類する目的のために使用する場合

ア 勝山市民が使用するとき。50パーセント

イ 勝山市民以外の者が使用するとき。100パーセント

(3) 使用者が使用時間区分(基本使用料表の午前、午後、夜間又は全日の区分をいう。)ごとにそれぞれ定められている時間を超えて使用した場合

ア 超過時間が30分以上1時間未満のとき。30パーセント

イ 超過時間が1時間以上2時間までのとき。50パーセント

(4) 冷房又は暖房を使用する場合

ア 冷房を使用するとき。 40 パーセント

イ 暖房を使用するとき。 30 パーセント

3 練習等のため舞台のみを使用する場合の使用料の額は、1 時間について 500 円とする。この場合において使用時間に 30 分未満の端数があるときは、これを切り捨て、30 分以上の端数があるときは、これを 1 時間として計算する。

別表第 2(第 7 条関係)

別表第 2(第 7 条関係)

附属設備等の使用料

附属設備等の使用料

単位 [円]

単位 [円]

附属設備等		単位	金額
舞台用	指揮台	1 台(午前、午後、夜間各回)	310
	平台	1 台(")	100
	金屏風	1 双(")	1, 150
	じゅうたん	1 枚(")	1, 050
	緋もうせん	1 枚(")	1, 150
	演壇設備	1 式(")	520
	フルコンサートピアノ	1 台(")	3, 350
照明用	ボーダーライト	1 列(")	840

附属設備等		単位	1 回当たり 使用料
舞台用	指揮台	1 台	310
	平台	1 台	100
	金屏風	1 双	1, 150
	じゅうたん	1 枚	1, 050
	緋もうせん	1 枚	1, 150
	演壇設備	1 式	520
	フルコンサートピアノ	1 台	3, 350
照明用	ボーダーライト	1 列	840

	フットライト	1列(＂)	840		フットライト	1列	840
	シーリングスポットライト	1台(＂)	420		シーリングスポットライト	1台	420
	スポットライト 1kW	1台(＂)	420		スポットライト 1kW	1台	420
	スポットライト 500W	1台(＂)	310		スポットライト 500W	1台	310
	ステージスポットライト	1台(＂)	310		ステージスポットライト	1台	310
	フロントサイドスポットライト	1台(＂)	420		フロントサイドスポットライト	1台	420
	ピンスポットライト	1台(＂)	2,200		ピンスポットライト	1台	2,200
	ローアーホリゾンライト	1列(＂)	1,150		ローアーホリゾンライト	1列	1,150
	アッパーホリゾンライト	1列(＂)	1,260		アッパーホリゾンライト	1列	1,260
	演出用効果器具	1台(＂)	1,150		演出用効果器具	1台	1,150
	ミラーボール	1台(＂)	630		ミラーボール	1台	630
音響用	拡声装置	1式(＂)	840	音響用	拡声装置	1式	840
	マイクロホン	1本(＂)	520		マイクロホン	1本	520
	録音再生機	1台(＂)	630		録音再生機	1台	630
その他	電気コンセント 1kW	1回(＂)	310	その他	電気コンセント 1kW	1回	310
	展示照明用スポットライト 100W	1日1台当たり	210		展示照明用スポットライト 100W	1台	210
	ビデオ機器持込み	1日1台当たり	1,050		ビデオ機器持込み	1台	1,050
	カラオケ機器持込み	1日1台当たり	1,050		カラオケ機器持込み	1台	1,050

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に使用の許可を受けている施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。